

# 北海道支部 Web 会議システム貸与規程

## (目的)

第1条 この規程は北海道支部のWeb会議システム貸与に関する細目を定めるものである。

## (使用許可申請者)

第2条 Web会議システムの使用許可申請者は支部役員に限らない。

## (使用責任者)

第3条 Web会議システムの使用責任者は支部役員とし、第2条に定める使用許可申請者が届け出た使用日時、使用目的におけるWeb会議に同席すること。

2 使用責任者は支部の所有するWeb会議システムのアカウント情報を支部役員以外に拡散することなく、第2条に定める使用許可申請者が届け出た使用日時、使用目的におけるWeb会議の開催をサポートすること。

## (使用許可要件)

第4条 勉強会への使用等、適切な使用目的であること。

2 貸与するWeb会議システムを用いた勉強会に係る案内等には後援団体として「(公社)日本放射線技術学会 北海道支部」を明記すること。

3 (公社)日本放射線技術学会役員が確認の為、使用許可申請書を閲覧することを了承すること。

4 北海道支部の運営を妨げない範囲での提供となることを了承すること。

## (事務手続き等)

第5条 第2条に定める使用許可申請者は、使用日の1か月前までに別紙に定める使用許可申請書を作成し第3条に定める使用責任者（役員）へ提出すること。

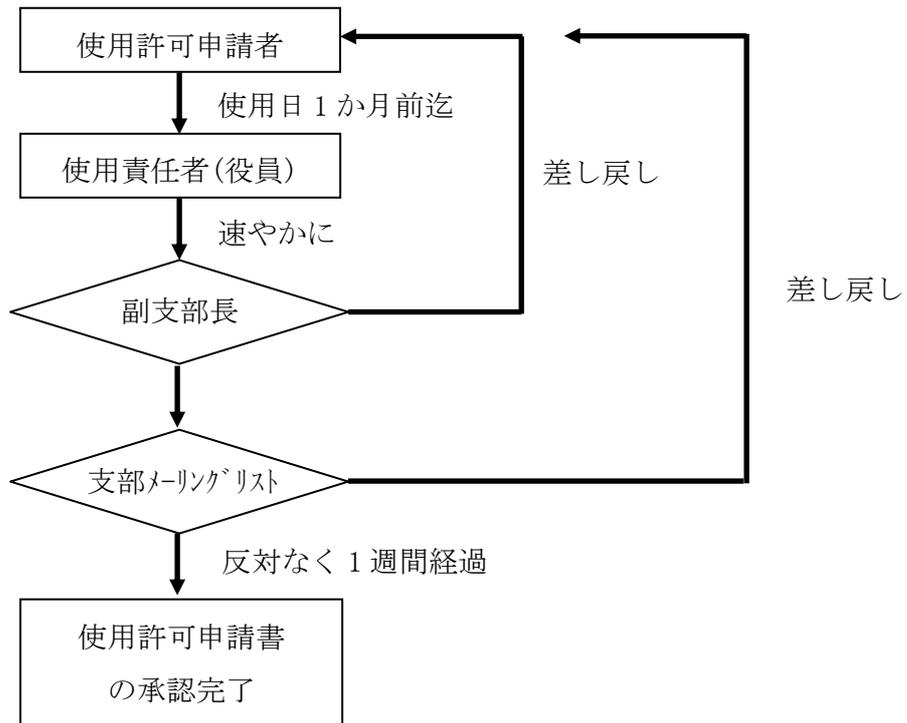
2 使用責任者（役員）は本条第1項により提出された使用許可申請書を、速やかに副支部長へ提出すること。

3 副支部長は本条第2項により提出された使用許可申請書の内容を確認し、特に問題が無いと判断した場合に支部メーリングリストへ申請書を送信すること。明らかに使用目的が不適切と考えられる場合には、副支部長は使用許可申請書を差し戻すことが出来る。

4 本条第3項により支部メーリングリストへ送信された使用許可申請書に対し、支部メーリングリストへ送信された日を起算日として1週間のうちに支部役員から特に反対意見が無ければ、この申請書は自動承認されることとする。

5 本条の概要は以下のフロー図のとおりである。

事務手続きフロー図



(規程の改廃)

第6条 この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は2021年度より適用する。